

生活保護法における診療報酬明細書等の開示事務に係るQ & A

1 依頼者本人確認の必要性

診療報酬明細書等の開示に当たっては、個人情報の保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分な配慮を行う必要があり、依頼者の本人確認を厳格に行うため、依頼書の提出時には依頼者本人の来所を求めている。

2 指定医療機関等に対する事前確認の必要性

生活保護における診療報酬明細書等の開示の取扱いに当たっては、開示することによって患者本人が傷病名等を知ったとしても、患者本人の診療上支障が生じないことについて配慮するため等の事前確認を行っている。

3 指定医療機関等が開示に同意をしなかった場合については、開示できないこと

生活保護における診療報酬明細書等の開示を行っているが、開示することで患者本人が傷病名等を知ったことにより病院等で診療上の支障が生じるとの判断があった場合等には、開示はできない。

4 依頼のあったレセプトが存在しない場合については、開示できないこと

依頼のあったレセプトが病院からの請求遅れや、再審査など、一部の診療報酬明細書等が保管されていないか、又は請求の事実がないときがある。

そのような場合、一定の期間が過ぎれば不存在として事務手続きを行う。

5 診療内容に係る照会については、対応できないこと

診療報酬明細書等とは、請求書であると同時に、病院を名義人とする権利義務に関する書類であり、診療録や診断書のような医学上の事実証明のための文書ではないので、診療内容に係る照会には答えることができない。

6 交付の方法等について

交付方法は、窓口交付と郵送による交付がある。

窓口交付の場合は、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」により依頼者に親展扱いで連絡する。交付を受ける（診療報酬明細書等の写し1部の交付を行う。）際には、本人確認のできる書類及び先に依頼者あて送付した「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」の提出を求める。

郵送による交付は、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」に診療報酬明細書等の写し（1部の交付）を添付のうえ、依頼書の依頼者住所欄に記載された住所あてに親展扱いで送付する。

7 交付までの標準的な所要日数について

大阪市個人情報保護条例に準じる。

（概ね、依頼書を受理した翌日から起算して14日以内）

8 依頼に必要な書類について

「診療報酬明細書等の開示依頼書」の提出の際、開示を依頼される方の本人確認に必要な書類で確認する。

（別紙「診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へ（お知らせ）」裏面参照）

9 診療報酬明細書等には、必ずしも診療内容すべてが記載されていない場合もあること

診療録は、診療に関する情報を記載したもので、病院等が保存を義務づけられたものである。診療報酬明細書等は、その診療内容のうち診療に係る費用の請求書であるため、必ずしも診療内容のすべてが記載されていない場合もある。

例：医療行為が診療報酬明細書等に現れないケース

- （1）定額（包括）点数のため、実際には行っている、診療報酬明細書には記載されない
- （2）マルメ点数であって、実際には行っている、診療報酬明細書には記載されないもの（定額、包括点数以外）

- 10 被保護者が医療過誤訴訟の準備のため、レセプトの開示を求めてきた。すでに転院しているため、本人の診療上支障は生じないと考えられる。本人は、レセプトの開示を求めていることが病院に知れると、カルテの改ざんなど証拠を隠滅させられるおそれがあることから、病院には確認しないよう希望しているが、病院に確認せずに開示してもよいか。

本人が転院しているといっても、今後前病院で診療を受けないとはいいきれず、診療上支障が生じないかどうかは、指定医療機関等に確認を求めることとなる。

- 11 指定医療機関等に確認を求めたところ、「本人に医療過誤訴訟を求める動きがあることから、レセプトを開示してほしくない。」とのことであった。開示してもよいか。

指定医療機関等に求めるのは、あくまでも「確認」であり、「了承」ではない。

開示することで患者本人が傷病名等を知ったことにより患者本人の診療上支障が生じることについての明確な理由が示されなければ、保護の実施機関の判断により開示することとなる。

- 12 被保護者から歯科や整形外科のレセプトの開示請求があった場合、傷病名からして診療上支障が生じるとは考えにくいものもあるが、開示してはいけないか。

一概に診療科だけでは判断できないため、指定医療機関等に診療上支障が生じないことを確認することとなる。